

秋山愛子

障害者権利の実現に向けて

数字は警鐘をならし続けている。たとえば、バングラデシュ。政府の報告では一般的な小学校の就学率が八六%であるのに対し、障害のある子どもが小学校に「アクセス」している確率が四%で、一般の率の二〇分の一であるという。「アクセス」の意味するところが、就学率に等しいものなのか不明であるが、アジア太平洋の多くの国、特に、発展途上国では、バングラデシュに限らず多くの国のデータは、障害のある子どもとない子どもの教育機会に関するかなり大きな格差を示唆している。

機会費用の数字もある。二〇〇七年ILOは、たとえばタイでは、就労人口四六〇〇万人中九〇万人に障害があるとされているが、そのうち、六四%が失業状態である。雇用市場から障害者が排除されていることによって、タイのGDPの七%、あるいは一四億ドルが無駄になっていると報告した。

障害者をめぐる一般的概念や時代の趨勢はここ七、八年を通じて前進した。障害者の権利実現に公式に共鳴する政府がアジア太平洋でもどんどん増えている。障害者の社会モデルについての見識をもつ、政府担当官も珍しくなくなってきた。企業や地方自治体も消費者としての障害者に目を向け始め、従来の企業の社会的貢献とは一線を画したアプローチも顕在化してきた。メディアも従来の、お涙頂戴的ではない障害者の現実の姿を取り上げ始めている。障害者運動の広がり、障害にかかわる開発援助事業の増加、そして、障害者権利条約の採択と発効が、大き

な役割を果たしたのは読者もご存知のことであるうし、少し手前味噌になるが、一九九三年より、エスキャップが国連アジア太平洋障害者一〇年のとりくみを受け、障害者運動家と政府の対話をはぐくんできた貢献もあるだろう。が、しかし、である。冒頭にあげたような数字は、七、八年以上前からあまり変わらない。そして、国連ビルから一歩外にでて、学校や、職場に一歩足を踏み入れると、障害に対する理解がなかったり、障害者の参画がないまま、ものがすすめられようとしていたり、旧態依然の慈善的発想から抜けきっていないと感じる部分も多い。また、各国の法律の障害の定義も権利条約の精神に合致するところが、逆行しているのではというのもある。非差別の原則は唱えられていても、実践的に障害に基づく差別を定義している国はごく少数である。

第二次アジア太平洋障害者一〇年残すところあと二年を迎えた今、すでに、新たな一〇年を求めめる機運がもたらがっている。権利の実質確保も、そのテーマの候補としても挙げられている。重要な役割を果たすのは、崇高な文書と各国の法律、法律と現場がきちんとつながっていくように、当事者参画型の政治や、財政・システムが誘導し、各領域を、当事者と専門家（法律家、建築家などさまざま）が技術的にサポートしていくことである。

数字が、警鐘をならすばかりでなく、祝福のベースに使われるかどうかは、この領域に関わる私たちひとりひとりにかかっている。

あきやま あいこ / 国連アジア太平洋経済社会委員会 障害問題担当官

カリフォルニア大学バークレー校文化人類学学士
リーズ大学障害学修士
衆議院議員秘書を経て現職